

群馬県立学校の教育職員の 業務量管理・健康確保措置実施計画

(令和8年度～令和11年度)

令和8年3月16日

群馬県教育委員会

目次

第1	本計画策定の趣旨等	1
1	本計画の趣旨	
2	本計画の対象	
3	本計画の期間	
第2	本県の状況	2
1	在校等時間の定義	
2	群馬県立学校の教育職員の時間外在校等時間の上限 (群馬県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則)	
3	本県の現状と課題	
(1)	時間外在校等時間(月別平均時間)	
(2)	1年間時間外在校等時間	
(3)	時間外在校等時間(月別区分別割合)	
(4)	時間外在校等時間の推移	
(5)	ワーク・ライフ・バランスや働きがい	
第3	本計画の目標	11
1	時間外在校等時間に関する目標	
2	ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標	
第4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	12
1	教育職員の業務量管理に関する取組	
(1)	「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し	
(2)	「学校と教師の業務の3分類」以外の措置の推進	
2	教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組	
第5	実効性の確保	15
1	群馬県教育委員会における取組	
2	県立学校における取組	
3	保護者・地域・関係団体との連携	

群馬県立学校の教育職員の業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月16日

群馬県教育委員会

■第1 本計画策定の趣旨等

1 本計画の趣旨

学校における働き方改革の取組は、全国的に進められてきているが、教育職員の業務が長時間に及ぶ状況は、いまだ課題となっている。

群馬県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）では、平成29年以降、「教職員の多忙化解消に向けた協議会」における協議等を経て、会議や研修等の削減・見直し、部活動の適正化に向けた取組、ICT等を活用した勤務時間の記録など、具体的な取組を進めてきた。また、同協議会からの提言を踏まえ、各関係団体等との連携により、教員の多忙化解消の取組を進めてきた。

令和6年3月に策定された「群馬県教育ビジョン」（第4期群馬県教育振興基本計画）では、「自分とみんなのウェルビーイングが重なり合い、高め合う共生社会へ向けて」という最上位目標を掲げている。その中で、多忙化の解消やワーク・ライフ・バランスの向上を含む働き方改革と併せて、教職員の「やりがい」や「意欲」の向上、教職の魅力向上に向けた施策を推進している。

国においても、教師の処遇改善、学校における働き方改革の一層の推進等を図るため、令和7年6月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。）を改正するとともに、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下「国指針」という。）を全部改正し、令和7年9月25日付で告示した。

これにより、サービスを監督する教育委員会は、改正後の給特法第8条の規定に基づき、国指針に即した「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定すること等が義務付けられた。

県教育委員会では、給特法及び国指針の改正を受け、ここに「群馬県立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」（以下「本計画」という。）を策定し、学校における働き方改革の更なる取組を進めていくものである。

定義

*教育職員：群馬県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年12月群馬県条例第57号。以下「給特条例」という。）第2条第2項で定める校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手及び寄宿舍指導員をいう。

*教職員：教育職員、事務職員及び学校栄養職員等をいう。

2 本計画の対象

本計画は、本県の県立学校の教育職員を対象とする。

なお、それ以外の職員（事務職員、学校栄養職員等）については、36協定における時間外労働の限度時間が適用されることに留意した上で、業務量の適切な管理や健康及び福祉の確保を図るものとする。

3 本計画の期間

令和8年度から令和11年度まで（4年間）

■第2 本県の状況

1 在校等時間の定義

本計画における「在校等時間」は、国が示している「在校等時間」の考え方に従い、以下①＋②－③－④の時間を本計画における「在校等時間」とする。

- ① 給特法第6条及び給特条例第7条第2項に規定される業務（以下「超勤4項目」という。）以外の業務を行う時間も含め、教育職員が校内に在校している時間であって、外形的に把握することができる時間
- ② 校外における勤務で、職務として行う研修への参加や、児童生徒の引率等の職務に従事している時間等、超勤4項目以外の業務に従事する場合も含め、外形的に把握できる時間
- ③ 所定の勤務時間外に校内において自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間及び休憩時間等、勤務時間から除くべき時間として、当該教育職員が申告した時間
- ④ 上記の他、在校等時間として、合算しないことが適当であると校長が判断した業務に従事した時間

在校等時間の記録方法

- ・在校等時間の記録については、県教育委員会が定める方法で記録する。
- ・校内環境の事情等から、県教育委員会が定める方法で記録ができない教育職員がいる場合には、適切な方法により記録を行う。
- ・当該記録は、公務災害が生じた場合等において重要な記録となることから、各県立学校において、その管理及び保存を適切に行う。なお、当該記録については、記録が行われた年度を除き、3年間保存する。

2 群馬県立学校の教育職員の時間外在校等時間の上限 (群馬県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則)

県教育委員会では、「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」に基づき、令和2年3月に「群馬県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」(以下「規則」という。)を制定した。

規則においては、教育職員の時間外在校等時間の上限等について以下のとおり定め、業務量の適切な管理を実施している。

【規則の概要】

○群馬県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

(令和2年群馬県教育委員会規則第11号)

【原則】

時間外在校等時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、業務量の適切な管理を行う。

- ① 1 箇月 45時間以内
- ② 1 年間 360時間以内

【例外】

児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、時間外在校等時間を次に掲げる時間又は月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- ① 1 箇月 100時間未満
- ② 1 年間 720時間以内
- ③ 複数月の平均 月80時間以内
- ④ 45時間を超える月数 6 箇月以内

留意ポイント

- ・時間外在校等時間の上限の範囲の遵守を形式的に行うことが目的化し、真に必要な教育活動をおろそかにしたり、教育職員が実際より短い虚偽の在校等時間を記録に残す、又は管理職が残させたりすることがあってはならない。
- ・当該上限の範囲を守るためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加してしまうことは、本計画の趣旨に反するものであり、厳に避ける。
- ・仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合、校長は、その実態把握に努めるとともに、教育職員が業務の持ち帰りを行わないよう改善を進める。
- ・当該上限の範囲の時間まで教育職員が在校、勤務することを推奨するものではない。

3 本県の現状と課題

本県の県立学校における教育職員の令和6年度の時間外在校等時間の現状と課題は、以下のとおりである。

(1) 時間外在校等時間（月別平均時間）

時間外在校等時間 月別平均時間（時間／月）

年 月	高等学校等 *1	特別支援学校
令和6年4月	34時間22分	20時間07分
5月	37時間03分	21時間51分
6月	36時間52分	19時間21分
7月	30時間34分	13時間54分
8月	14時間35分	2時間51分
9月	33時間41分	15時間31分
10月	33時間52分	17時間23分
11月	31時間11分	16時間41分
12月	25時間15分	12時間29分
令和7年1月	27時間21分	13時間08分
2月	22時間16分	15時間18分
3月	24時間12分	12時間58分
令和6年度平均	29時間42分	15時間18分

[県が毎月実施している勤務状況等調査に基づいて作成]

(令和6年4月～令和7年3月)

*1 高等学校等には中等教育学校、夜間中学校含む

現状

時間外在校等時間（月別平均時間）における令和6年度の平均時間は、高等学校等で29時間42分、特別支援学校で15時間18分であった。これらの数値は、国が掲げる「令和11年度までに、1箇月の時間外在校等時間を平均30時間程度とする」という目標と比較すると、両校種とも目標を達成している状況である。

高等学校等は、部活動や学校行事など時間外勤務の要因が多い状況においても、令和6年度の平均時間は30時間を下回っており、近年の働き方改革や業務改善施策の効果が一定程度表れていると考えられる。一方、特別支援学校においては、平均時間が15時間程度となっている。ただし、平均時間が目標時間を達成していることのみをもって、課題が解消されたと判断することはできない。特に、高等学校等では、月別平均時間が30時間を超える月が複数存在しており、繁忙期における業務負担は依然として大きい。また、1箇月の時間外在校等時間が80時間を超える教育職員も一定数存在しており、時間外在校等時間が二極化する傾向が見られるなど、業務負担の偏りや個人差が大きい現状がある。

さらに、特別支援学校においては、医療的ケアや強度行動障害への対応、個別の指導計画等の作成など、専門性の高い業務が教育職員に求められている。このため、精神的な負担が大きい場合もあり、時間外在校等時間の多寡のみでは把握しきれない課題が存在する。

(2) 1年間時間外在校等時間

下表は、本県の県立学校における教育職員の令和6年度の年間時間外在校等時間について、年間360時間を基準として分類した割合を示したものである。

令和6年度 年間時間外在校等時間360時間以内・超えの教育職員の割合 (%)

1年間 (個人)	高等学校等 *1	特別支援学校
360時間以内の教育職員の割合	61.5%	91.3%
360時間超えの教育職員の割合	38.5%	8.7%
合計	100.0%	100.0%

[県が毎月実施している勤務状況等調査に基づいて作成]

*1 高等学校等には中等教育学校、夜間中学校含む

現状

令和6年度における教育職員一人当たりの年間時間外在校等時間を分析した結果、360時間を超える教育職員の割合は高等学校等で38.5%、特別支援学校で8.7%であった。国が掲げる「令和11年度までに、1箇月の時間外在校等時間を平均30時間程度とする」という目標を個人単位で見ると、高等学校等では約4割が未達成であることを示している。一方、特別支援学校では9割以上が目標を達成している状況である。

時間外在校等時間（月別平均時間）における令和6年度の平均時間においては、両校種とも目標を達成しているものの、年間時間外在校等時間360時間を超える教育職員が高等学校等では、約4割存在していることから、学校内における業務負担の偏りが顕著であり、個人差が大きいことが分かる。

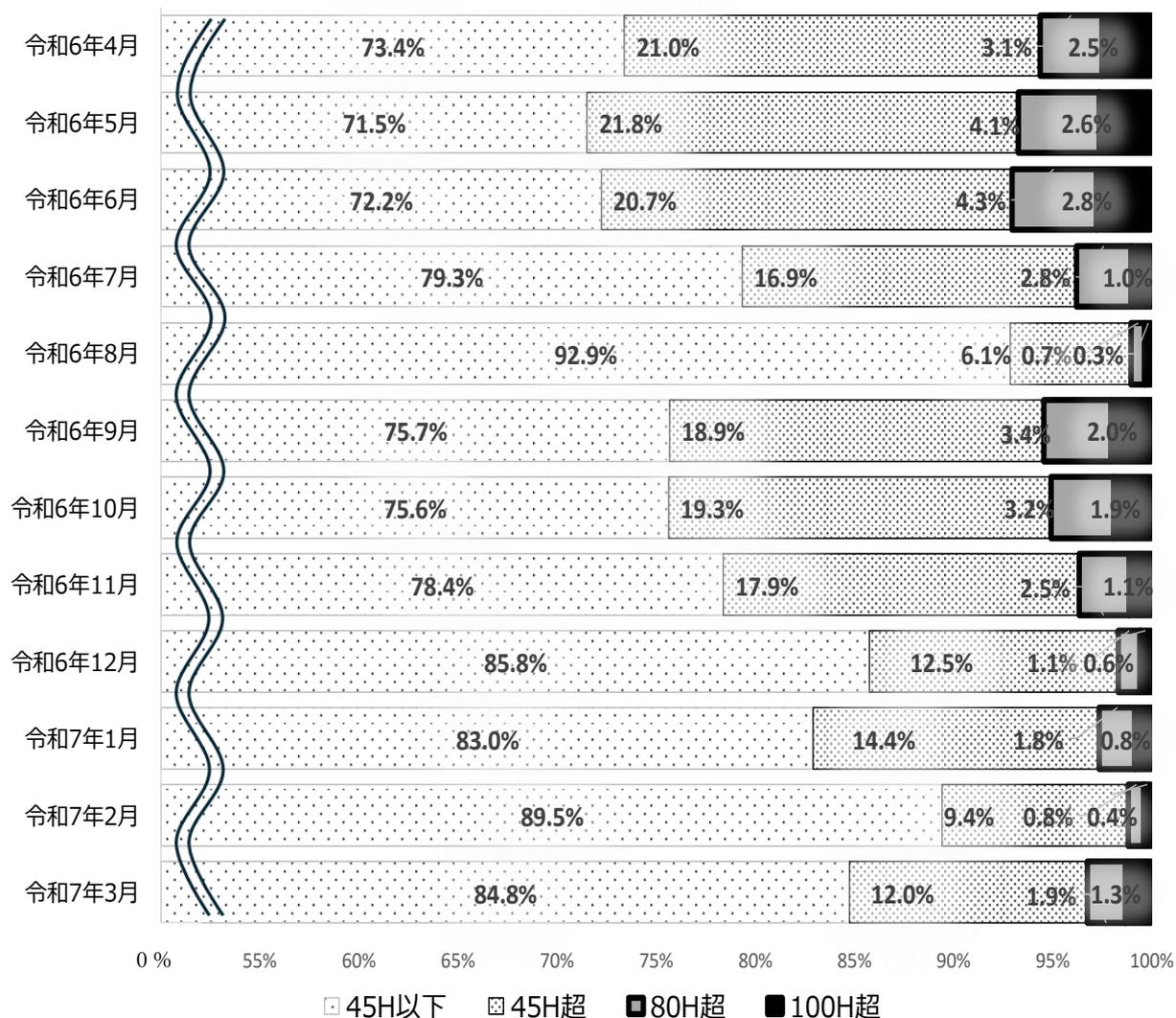
高等学校等では、部活動や学校行事、校務分掌などの業務が特定の教育職員に集中し、長時間勤務を招いている傾向がある。こうした偏在は、健康確保措置の観点からも重大な課題であり、1箇月の時間外在校等時間が80時間を超える教育職員も存在するなど、過重な勤務は心身の健康リスクを高めるだけでなく、教育の質にも影響を及ぼすおそれがある。

一方、特別支援学校では国が掲げる目標を9割以上の教育職員が達成しているものの、医療的ケア、強度行動障害への対応や個別の指導計画等の作成など、専門性の高い業務が集中するケースでは、時間外在校等時間だけでは把握することができない負担が生じている。こうした特別支援学校の教育職員の業務においては、精神的負担の重さを伴うことを踏まえる必要がある。そのため、単純な時間管理のみでは不十分であることに留意しつつ、特定の教育職員に業務が偏ることを防ぐための取組を一層進めることが必要である。

(3) 時間外在校等時間（月別区分別割合）

以下のグラフは、本県の県立学校における令和6年度の教職員の時間外在校等時間の月別区分別に割合を示したものである。

①令和6年度 高等学校等の時間外在校等時間（月別区分別の割合）



[県が毎月実施している勤務状況等調査に基づいて作成]

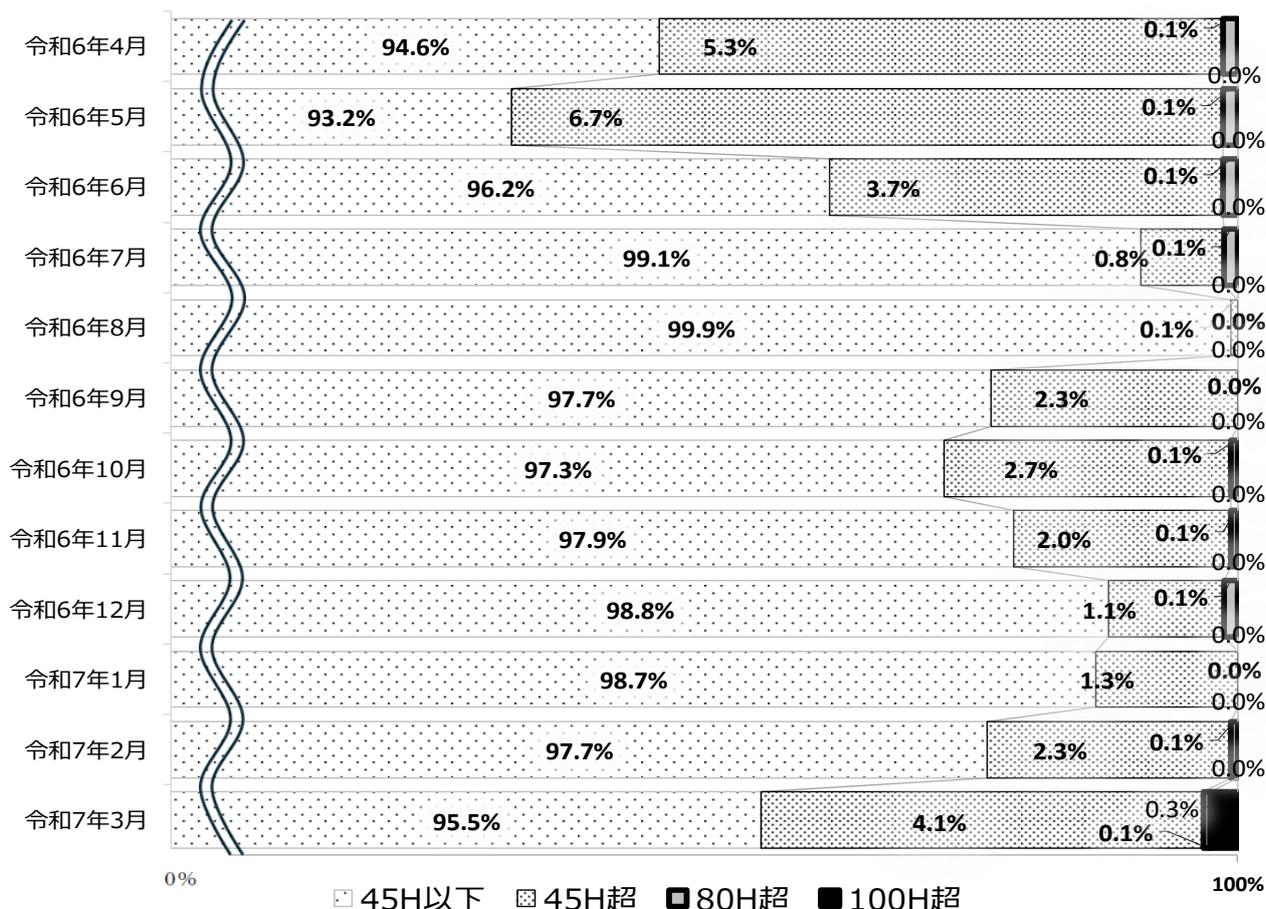
※高等学校等には（中等教育学校、夜間中学校含む）※調査対象：教職員

現状

令和6年度の高等学校等の状況を見ると、年間を通じて教職員の7割以上が1箇月の時間外在校等時間が45時間以内に収まっている。一方で、4～6月の期間においては、45時間以内の教職員の割合が低く、時間外在校等時間が長い傾向が見られる。その要因としては、学年・クラス運営や行事準備など、年度初め特有の業務が集中することが考えられる。9～11月においても時間外在校等時間が長くなる傾向にあり、1学期及び2学期の初めは、教職員にとって業務量が増加し、負担が大きい時期となっている。一方、8月は夏季休業期間であることから、9割以上の教職員が45時間以内となっている。

さらに、毎月一定数ではあるものの、80時間を超える教職員が存在している。この傾向は令和4年度及び令和5年度においても同様に見られる。

②令和6年度 特別支援学校の時間外在校等時間（月別区分別の割合）



[県が毎月実施している勤務状況等調査に基づいて作成]

※調査対象：教職員

現状

令和6年度の特別支援学校の状況を見ると、年間を通じて教職員の9割以上が1箇月の時間外在校等時間が45時間以内に収まっており、全体として安定した勤務状況が見られる。一方、4～6月の期間には、高等学校等と同様に45時間を超える教職員が増加する傾向がある。この背景には、年度初めの学級編制に伴う児童生徒の詳細な実態把握や個別の指導計画等の作成など、特別支援学校に特有の業務が集中していることが影響していると考えられる。また、年度末の3月においても、個別の指導計画等のまとめや、次年度への児童生徒の引継ぎ資料の作成等により、時間外在校等時間が長くなる傾向にある。

また、8月は夏季休業期間であることから、ほぼ全ての教職員が45時間以内に収まっていることが確認できる。

特別支援学校においては、時間外在校等時間が比較的短い傾向にあるが、その少なさのみをもって、業務負担が軽いと判断することは適切ではない。特別支援学校では、児童生徒一人一人の障害特性（視覚・聴覚・知的・肢体不自由・病弱等）に応じた対応が求められるほか、障害特性に応じた専門知識や医療的ケアなど、業務の範囲は広範である。その結果、教育職員に求められる知識・技能は多岐にわたり、それらの対応に伴う負担や心理的不安も大きい状況にある。

(4) 時間外在校等時間の推移

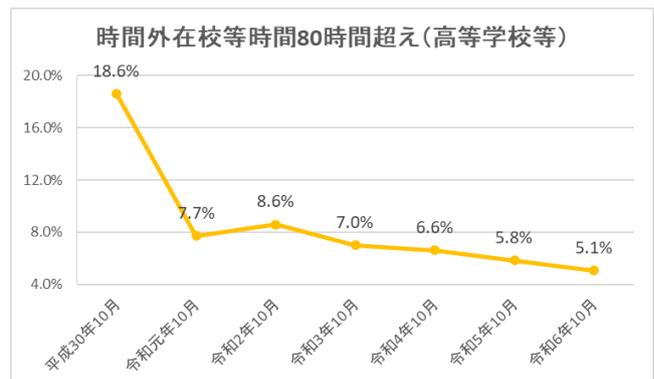
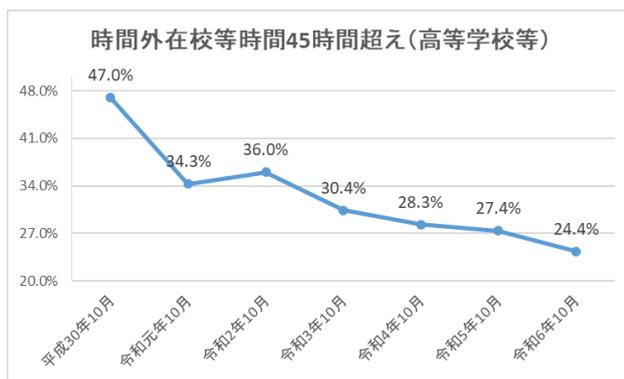
校種別に、1箇月の時間外在校等時間が45時間及び80時間を超える教職員の割合について、平成30年度から令和6年度までの推移（10月分）を以下に示す。

①高等学校等における1箇月の時間外在校等時間45時間超え・80時間超えの教職員の割合の推移(%)

年 月	高等学校等	
	45時間超え	80時間超え
平成 30年10月	47.0%	18.6%
令和 元年10月	34.3%	7.7%
2年10月	36.0%	8.6%
3年10月	30.4%	7.0%
4年10月	28.3%	6.6%
5年10月	27.4%	5.8%
6年10月	24.4%	5.1%

[県が毎月実施している勤務状況等調査に基づいて作成]

※高等学校等には（中等教育学校、夜間中学校含む）※調査対象：教職員



現状

高等学校等においては、平成30年度から令和6年度にかけて、1箇月の時間外在校等時間が45時間及び80時間を超える教職員の割合が、いずれも減少傾向にある。具体的には、45時間超えの教職員の割合は47.0%から24.4%へ、80時間超えの教職員の割合は18.6%から5.1%へと低下しており、一定の改善が見られる。

平成30年度から令和元年度にかけては減少幅が大きく、その後も緩やかな改善傾向が続いている。この背景には、業務の削減やICTの活用など、高等学校等における働き方改革に対する意識の高まりと、取組の積み重ねがあると考えられる。

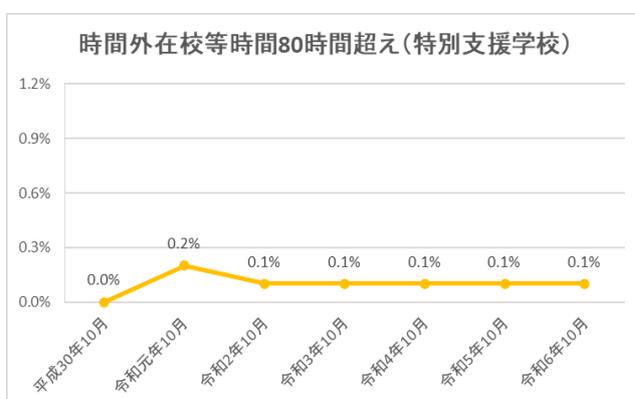
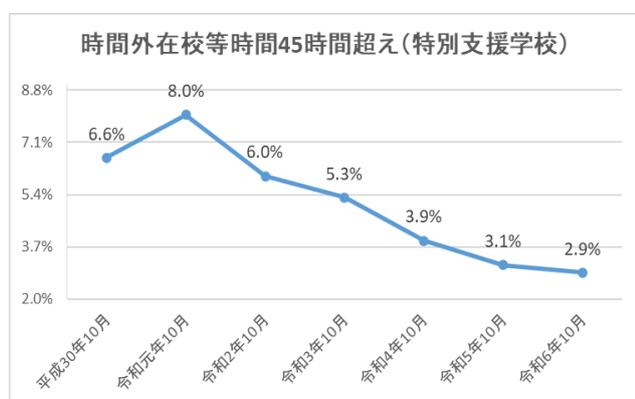
一方で、令和6年度時点においても、約4人に1人の教職員が45時間超え、約20人に1人の教職員が80時間超えという状況にある。また、令和4年度以降は改善ペースが鈍化している状況である。とりわけ、高等学校等においては、80時間超えの教職員が一定数存在しており、部活動に伴う超過勤務が要因の一つとして考えられる。

②特別支援学校における1箇月の時間外在校等時間45時間超え・80時間超えの教職員の割合の推移(%)

年 月	特別支援学校	
	45時間超え	80時間超え
平成 30年10月	6.6%	0.0%
令和 元年10月	8.0%	0.2%
2年10月	6.0%	0.1%
3年10月	5.3%	0.1%
4年10月	3.9%	0.1%
5年10月	3.1%	0.1%
6年10月	2.9%	0.1%

[県が毎月実施している勤務状況等調査に基づいて作成]

※調査対象：教職員



現状

特別支援学校においては、令和元年度から令和6年度にかけて、1箇月の時間外在校等時間45時間超えの教職員の割合は8.0%から2.9%へと低下しており、改善の傾向が見られる。一方、80時間超えの教職員の割合については全期間を通じて0.1%程度で推移しており、大きな変動は見られない。

この背景には、特別支援学校では部活動負担が少ないことに加え、近年進められている業務効率化やICT活用等、特別支援学校における取組の積み重ねがあると考えられる。

一方で、令和元年度より80時間超えの教職員の割合は、ほぼゼロに近い水準で推移しているものの、人数にすると若干名ではあるが、過重な勤務により、心身の健康リスクが高まるおそれのある教職員も存在している。

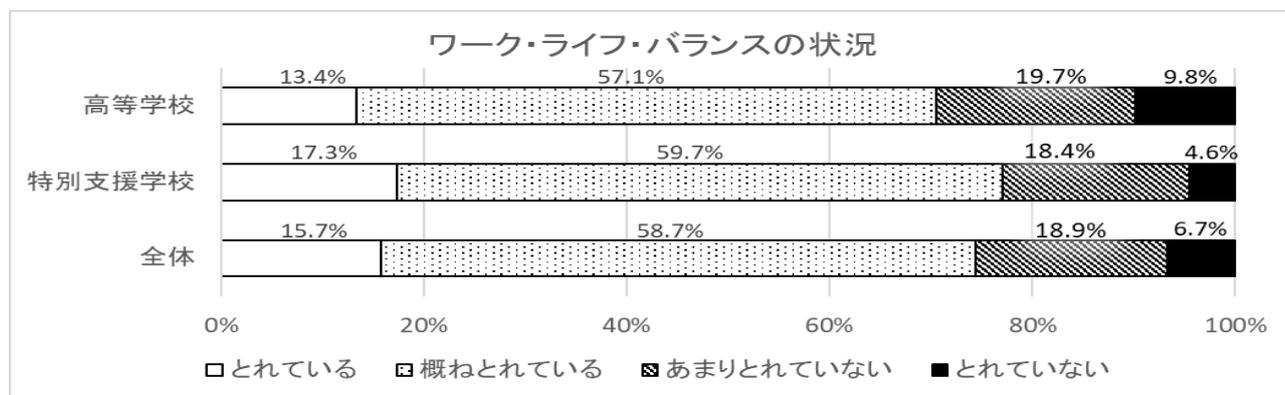
また、令和7年度業務状況等調査（群馬県実施）の結果を見ると、特別支援学校の教職員が負担だと感じている業務として、「校務分掌」や「書類作成」が挙げられている。こうした結果から、医療的ケアや強度行動障害への対応、個別の指導計画等の作成など、専門性の高い業務が主な負担要因となっていることがうかがえる。

このため、特別支援学校の教職員については、校務分掌の平準化、書類作成に係る業務の負担軽減を図るとともに、働きがいやワーク・ライフ・バランスの向上を進めていくことが課題である。

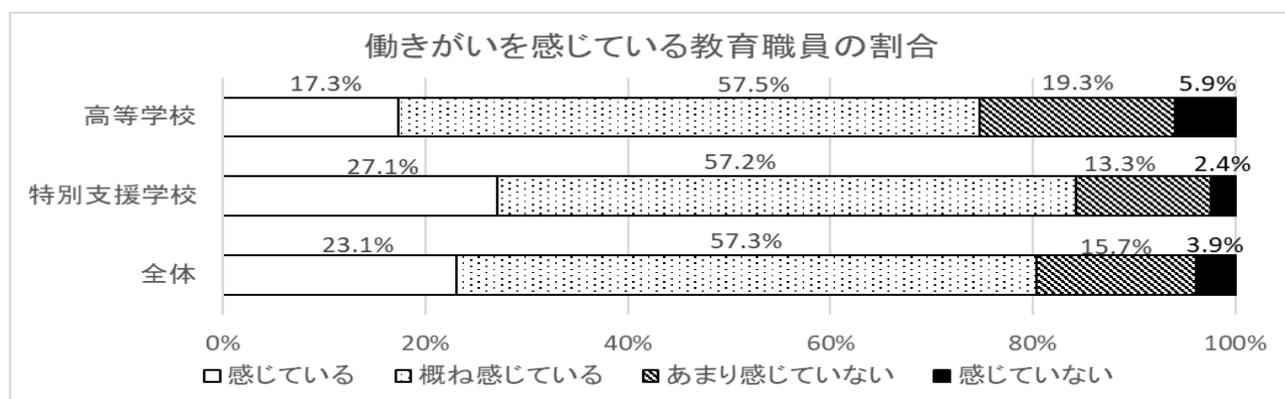
(5) ワーク・ライフ・バランスや働きがい

本県の県立学校の教育職員におけるワーク・ライフ・バランスや働きがいに関する調査結果の内容については以下のとおりである。

①ワーク・ライフ・バランスの確保状況（校種別）



②教職に対する働きがいの現状（校種別）



[県が実施した令和7年度業務状況等調査結果に基づいて作成]

※調査対象：抽出した高等学校、特別支援学校

現状

①ワーク・ライフ・バランス確保状況

高等学校においては、ワーク・ライフ・バランスが「とれている」「概ねとれている」と回答した教育職員の割合は70.5%（全体74.4%）である。一方で、「あまりとれていない」「とれていない」と回答した者が29.5%を占めており、約3割の教育職員がワーク・ライフ・バランスの確保に困難を感じている状況にある。特別支援学校においては、「とれている」「概ねとれている」と回答した割合は77.0%であり、高等学校と比べて相対的に良好な傾向にあるものの、約2割の教育職員が十分とは言えない状況にある。

②教職に対する働きがいの現状

高等学校においては、教職に対する働きがいを「感じている」「概ね感じている」と回答した教職員の割合は74.8%（全体80.4%）であるが、「あまり感じていない」「感じていない」と回答した者が25.2%に上り、約4人に1人が働きがいを十分に感じられていない状況にある。特別支援学校においては、「感じている」「概ね感じている」と回答した割合が84.3%と高く、特に「感じている」と回答した割合が27.1%と高等学校よりも高い傾向が見られる。

■第3 本計画の目標

第2で示した本県の状況を踏まえ、次のとおり目標を定める。

1 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1箇月時間外在校等時間が80時間を超える教育職員の割合 ※P6、7 **現状**参照
令和11年度までにゼロにする
- ・ 1年間における教育職員の1箇月時間外在校等時間の平均時間 ※P4 **現状**参照
令和8年度以降も、引き続き平均で30時間程度を下回るようにする

長時間勤務は疲労の蓄積をもたらし、健康を損ねるおそれがあることから、業務量の適切な管理等に係る取組を進めることにより、1箇月時間外在校等時間が80時間を超える教育職員がゼロになることを目指す。また、1年間における教育職員の1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度とし、これを継続して下回るようにする。

2 ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 「ワーク・ライフ・バランスがとれている」と回答する教育職員の割合 ※P10 **現状**参照
令和11年度までに 80%以上
- ・ 「働きがいを感じている」と回答する教育職員の割合 ※P10 **現状**参照
令和11年度までに 85%以上

「群馬県教育ビジョン」（第4期群馬県教育振興基本計画）における「自分とみんなのウェルビーイングが重なり合い、高め合う共生社会へ向けて」という最上位目標を達成するためには、時間外在校等時間の縮減を図る数値的な目標の設定にとどまらず、教育職員の心身の健康を確保しながらワーク・ライフ・バランスや働きがいを高めていくことが重要である。

このため、「ワーク・ライフ・バランスがとれている」「働きがいを感じている」と感じる教育職員の意識の変化を把握し、取組の評価に活用する。

■第4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

1 教育職員の業務量管理に関する取組

本計画では、国が示す「学校と教師の業務の3分類」を踏まえ、教育職員の業務の整理・見直しを行うとともに、業務の効率化及び負担軽減を推進する取組を以下に示す。これらの取組を通じて、本県の県立学校教育職員が本来担うべき教育活動に専念できる環境を整備し、児童生徒へのより質の高い教育の実現を目指す。

学校と教師の業務の3分類		
学校以外が担うべき業務	教師以外が積極的に参画すべき業務	教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務
①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理（公会計化） ④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 ⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応	⑥調査・統計等への回答 ⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 ⑧ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 ⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理 ⑩校舎の開錠・施錠 ⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮 ⑫校内清掃 ⑬部活動	⑭給食の時間における対応 ⑮授業準備 ⑯学習評価や成績処理 ⑰学校行事の準備・運営 ⑱進路指導の準備 ⑲支援が必要な児童生徒・家庭への対応

[国が示した学校と教師の業務の3分類]

(1) 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

- ◆放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）
 - ・夜間などにおける見回りは、原則として警察等の関係機関に委ねる。
 - ・児童生徒が補導された場合には、警察による対応を基本とする。県立学校は未然防止に努め、必要に応じて、勤務時間内において保護者への連絡や教育的指導を行う。
- ◆学校徴収金の管理（「3分類」③関係）
 - ・県立学校における学校徴収金（教材費等）の管理については、金融機関による口座振替の活用を推進し、教育職員が現金を直接取り扱う機会を減らす。
- ◆過剰な苦情・不当要求への対応（「3分類」⑤関係）
 - ・県教育委員会は、過剰な苦情や不当な要求への対応について、スクールロイヤーや臨床心理士など、専門的知見を有する専門家による相談体制を構築する。
 - ・県立学校は、教育的配慮の範囲内で適切に対応する。また、特定の教育職員が一人で課題を抱え込むことのないよう、管理職を中心とした組織的な体制を整備する。
- ◆調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）
 - ・県立学校は、校内の情報・データを整理し、ICTツール等の活用により、調査・統計等への対応に係る負担軽減を図る。
 - ・県立学校は、任意に回答を依頼された調査・統計等について、その有用性や回答に係る負担

等を考慮した上で、回答の可否を判断する。

◆ICT機器・ネットワーク設備の保守管理（「3分類」⑧関係）

- ・県立学校は、ICT機器や校内ネットワーク設備の保守・管理について、委託業者の活用を中心に整備し、教育職員の業務負担軽減と安定的な運用を進める。

◆部活動の運営（「3分類」⑬関係）

- ・県教育委員会は、部活動の技術指導において、部活動指導員の配置や地域展開・連携を推進することにより、教育職員の負担軽減を図る。
- ・県教育委員会は、部活動指導員に対し、研修等を通じて、部活動の適正化やガイドラインの浸透を図る。
- ・県立学校は、部活動ガイドラインに基づき、活動時間や休養日の基準を遵守するとともに、適切な運営管理を行う。

◆授業準備（「3分類」⑮関係）

- ・県教育委員会は、デジタル教材やICTツールの活用を促進し、授業準備の効率化に資する環境整備や支援を行う。
- ・県立学校は、デジタル教材やICTツールの活用により授業準備の効率化を図り、教育の質を向上させる。

◆学習評価・成績処理（「3分類」⑯関係）

- ・県教育委員会はICTの活用により評価業務の効率化を推進する。また入試関連業務についてもICTツールを活用し、教育職員の負担軽減を図るとともに、円滑な運営体制を構築する。

◆学校行事の準備・運営（「3分類」⑰関係）

- ・県立学校は、修学旅行等の学校行事に関する調整や準備業務について、事務職員との協働・役割分担の体制を構築し、教育職員の業務負担軽減を図る。

◆支援が必要な児童・生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）

- ・県教育委員会は、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門スタッフを学校が活用できる体制を構築するとともに、警察や児童相談所等の関係機関との連携を促進する。
- ・県立学校は、ユニパス（不登校）対応をはじめとする支援が必要な事案について、県教育委員会と連携して対応する。また、必要に応じて、「つながんオンラインサポート（つなサポ）」によるオンラインの学習支援及び相談支援を通じて、児童生徒及びその保護者を支援する。

(2) 「学校と教師の業務の3分類」以外の措置の推進

本県においては、上記3分類の業務の見直し以外にも本県がこれまで取り組んできた以下の学校現場における具体的な措置を推進する。

◆校務支援システムの活用

- ・県立学校は、校務支援システムを活用し、ペーパーレスによる情報の共有や管理を推進し、印刷・配布に係る時間を削減する。
- ・県立学校は、文書のデジタル化を促進し、文書管理の効率化と必要な文書へのアクセス性の向上を図る。

◆留守番電話の対応

- ・県教育委員会は、勤務時間外の電話対応について、原則として留守番電話および自動応答での対応を推進する。
- ・県立学校は、保護者や地域住民に対し、対応可能な時間帯を明確に周知する。

◆学校行事・研修の精選・オンライン化

- ・県教育委員会は、オンラインによる研修を推進し、参加する職員の移動時間を削減する。
- ・県立学校は、学校行事や研修について、その目的や教育的効果を精査しつつ、教育職員の業務負担軽減を図る。
- ・県立学校は、年間計画を作成する段階で会議や研修の必要性を検討し、効率的かつ効果的な運営を目指す。

2 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の心身の健康を守ることは、教育の質の向上に直結する重要な課題であり、群馬県においても喫緊の対応が求められている。県教育委員会は、教育職員の心身の健康の保持増進及び働き方改革の一環として、以下の取組を計画的かつ継続的に推進し、健康と福祉の両面から支援体制の充実を図る。

◆働きやすい職場づくり

- ・県教育委員会は、ハラスメント相談窓口を設置し、ハラスメントに関する相談に対応する。
- ・県立学校は、教育職員の同僚性を高めるとともに、ハラスメント防止に向けて、風通しのよい職場環境づくりを進める。

◆有給休暇の取得促進

- ・県教育委員会は、管理職に対して年次有給休暇の重要性について、十分に理解を促すとともに、研修会や校長会議等を通じて、教育職員が安心して休暇を取得できる環境づくりを推進する。
- ・県立学校は、教育職員が計画的かつ連続的に年次有給休暇を取得できるよう環境整備を進めるとともに、定時退校日や一斉閉校期間の設定など、学校全体で休暇取得を促進する取組を行う。

◆メンタルヘルス研修の実施と相談窓口の利用促進

- ・県教育委員会は、心の健康保持とメンタルヘルス不調の予防を目的として、階層別メンタルヘルス研修やセルフケア研修を継続的に実施する。
- ・県教育委員会は、精神科医による相談や、公立学校共済組合の各種相談事業、群馬県総合教育センターが設置する「教職員の相談窓口」について、教職員が気軽に安心して利用できるよう、周知の一層の充実を図る。

◆ストレスチェックの実施と結果の活用

- ・県教育委員会は、全ての県立学校で年1回以上のストレスチェックの実施を徹底し、教育職員自身のストレス状態を把握できるよう支援するとともに、メンタルヘルスケアに関する情報提供や研修を通じて、メンタルヘルス不調の予防とリスク低減を図る。
- ・県教育委員会は、集団分析結果を活用した管理監督者向け研修や個別相談、良好事例集の作成・配布等により、職場環境の改善を図る。

◆医師面接指導の実施

- ・県教育委員会は、月80時間を超える時間外在校等時間が発生した場合、労働安全衛生法及び「群馬県教育委員会県立学校職員の長時間労働等による健康防止対策実施要綱」に基づき、医師による面接指導を実施する。
- ・県立学校は、対象となる教育職員を速やかに把握するとともに、校長が当該職員に対し、長

時間労働による健康障害のリスクを十分に説明し、医師による面接指導とは別に管理職による面談を行う。また、面接後のフォローアップとして、産業医やスクールカウンセラー等と連携を図り、必要に応じて勤務軽減措置を講じる。

■第5 実効性の確保

本計画の実効性を確保するため、県教育委員会及び県立学校は、以下の取組を進める。

1 群馬県教育委員会における取組

- ・全ての県立学校における在校等時間の記録状況を把握・分析するとともに、長時間労働の是正に向けて、各学校と連携しながら多忙化の解消に向けた取組を推進する。
- ・教育職員の在校等時間の状況を把握し、県教育委員会の公式ホームページ等で公表することを通じて、透明性のある業務量管理を推進する。また、総合教育会議において計画の進捗状況を定期的に報告し、関係機関との連携を強化する。
- ・在校等時間記録、ストレスチェック、業務状況等調査など複数のツールを活用し、目標達成状況を定量的（勤務時間、業務量）及び定性的（職場環境、教育職員の意識）の両面から把握する。
- ・収集したデータを管理職研修や各種会議等で共有し、改善のためのPDCAサイクルを確立することにより、学校における業務改善と教育職員の働きやすい環境づくりにつなげる。
- ・県立学校における業務改善の好事例を共有・発信するとともに、市町村教育委員会や他の部局と連携しながら横展開を図り、群馬県全体で働き方改革をともに進めていく。

2 県立学校における取組

- ・本計画及び学校における働き方改革の意義及び目的が校内において十分共有されるように努めるとともに、教育職員の勤務状況等を適切に把握する。その上で、勤務時間の長時間化を防ぐため、業務の役割分担や業務内容の適正化、並びに必要な環境整備等の取組を継続的に進める。
- ・教育職員の在校等時間を適切に把握するとともに、前日の退勤時刻から翌日の出勤時刻までの間において、一定の時間が確保されるよう取り組む。
- ・特に、規則で定める時間外在校等時間の上限の範囲を超えた教育職員がいる場合には、業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行い、以降、当該上限の範囲を超えることのないよう、速やかに必要な措置を講じる。
- ・学校における働き方改革の趣旨や目指すべき方向性を共有するとともに、在校等時間記録を活用して自らの働き方を振り返り、業務の改善や効率化を意識しながら業務を遂行する。

3 保護者・地域・関係団体との連携

- ・教育委員会及び県立学校は、学校における働き方改革及び本計画の趣旨について、保護者や地域住民等に対して広く周知し、理解と協力を得ながら、働き方改革の取組を進めていく。
- ・県立学校は、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会等における協議の内容も踏まえ、本計画に基づいて、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。